

## 淑徳大学に対する改善報告書検討結果

<大学評価実施年度：2018（平成30）年度>

<改善報告書検討実施年度：2022（令和4）年度>

淑徳大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、2点の改善課題の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

### <改善に向けた大学全体の取り組み>

大学全体の質保証を担う「内部質保証推進委員会」において、2019年（令和元）5月に大学評価の結果及び自己点検・評価の結果を踏まえ、改善に取り組むための方針や計画等の審議を行った。同委員会で決定した方針等に基づき、毎年度末に担当委員会・部署において自己点検・評価を実施し、同委員会に報告することで、改善のプロセスや成果を確認することとした。このように、「内部質保証推進委員会」を中心として本協会からの提言やその他の課題に対する改善を行うための仕組みを整備し、大学全体で計画的に取り組んでいることが認められる。今回の改善報告書において、改善に向けた取り組みの成果が十分ではない点についても、「内部質保証推進委員会」で今後のさらなる計画を立てていることから、計画に基づき、引き続き問題点を確実に改善していくことが期待される。

### <改善課題、是正勧告の改善状況>

提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れているとはいいがたい。

改善課題については、研究科の学位授与方針に示した学習成果の把握及び評価の問題や学生の受け入れにおける定員管理の問題は、今後もさらなる改善に努めることが求められる。

個別の提言に対する改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、以下のとおりである。

#### 1. 是正勧告

なし

#### 2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	両研究科において、学習成果について、主に修士又は博士論文の評価を測定方法としているが、学位授与方針に示した学習成果の把握及び評価は十分

淑徳大学

		に行われていない。学習成果を効果的に測定するとともに、その結果を教育内容・方法の改善に生かしていくよう、改善が求められる。
	検討所見	<p>看護学研究科については、「DPに照らした学修成果の自己評価票」を用いて、学位授与方針に示した学習成果を把握する取り組みを行っており、改善が認められる。</p> <p>しかしながら、総合福祉研究科については、学習成果の効果的測定ツールとしてルーブリックの作成に取り組んだとしているものの、ルーブリックの項目と学位授与方針に示した学習成果の項目が連関しておらず、学習成果を効果的に測定できているとはいえないため、改善が求められる。</p>
No.	種 別	内 容
2	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、総合福祉研究科社会福祉学専攻博士後期課程で0.27と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	検討所見	総合福祉研究科社会福祉学専攻博士後期課程では、入学定員の削減や学生募集の強化等に取り組んだものの、依然として収容定員に対する在籍学生数比率が0.27と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、引き続き改善が求められる。

◆ 再度報告を求める事項

なし

以 上